

みずほ金証書（国内保管型）規定（2009年4月1日以降適用）

1. 保護預りの範囲等

- (1) この保護預りは、当行が販売した金地金（なお、当行は現在新たに金地金の販売はしておりません。）を当行が販売と同時に預かっている場合に限ります。
- (2) 引き出しの単位は、当行所定の量とします。なお、証書記載の金地金のうち一部について引き出す場合、引き続きお預かりする重量を記載した金証書を発行します。
- (3) この保護預りに関する取引は、年末・年始を除く営業日の当行所定の時間内にかぎり取り扱います。

2. 保護預り金地金の保管

- (1) 当行は保護預りの依頼にもとづき保管する金地金（以下、保護預り金地金といいます。）を、善良なる管理者の注意義務をもって当行所定の場所に他の保護預り依頼者の保護預り金地金とともに混蔵保管します。
- (2) 前項による混蔵保管は当行の任意の形状、重量の金地金により行うことができるものとします。
- (3) 前2項の保護預り金地金は、当行の名義で当行が相当と認める第三者の国内または国外の保管場所に混蔵寄託することができるものとします。

3. 保護預り金地金の引き出し等

- (1) 保護預り金地金を引き出すときは、金証書を呈示するとともに当行所定の保護預り金地金引出請求書に届出の印章により記名押印して、取引店に提出してください。
- (2) 保護預り金地金の引き出しについて、当行は原則として金地金の引き渡しを行わず、引き出しの手続きと同時に当行が買い取ることであります。この場合、当行は引出日当日の当行所定の価格で買い取り、当行所定の手数料を差し引いた後、代わり金を指定の預金口座に入金します。
- (3) 前項にかかわらず、金地金での引き渡しを行うときは次により取り扱います。
 - ・金地金による引き渡しについては、当行所定の手数料をお支払いください。
 - ・引き渡し金地金の数、寸法、銘柄等は当行の任意とします。
 - ・取引店に引き出し相当量の金地金がない場合は、金地金の引き渡しが数日後となります。この場合、当行は所定のお引換証を交付しますので、お引換証記載の引き渡し予定日に、お引換証に記名、届出印押なつてのうえ取引店に提出してください。なお、金地金の引き渡し前に生じた価格変動等による損害については、当行は責任を負いません。
 - ・引き渡しの完了した金地金について、取引店以外では買い取りの取り扱いはいりません。取引店においても、当行所定の溶解検定業者の鑑定後でなければ買い取りません。
 - ・引き渡しする金地金は純度 99.99%以上、重量誤差は地金 1 個につき、±0.1g 以内のものとします。

4. 保護預り手数料

この保護預りについては、当行所定の料率および計算方法に基づいて手数料をお支払いください。

5. 届出事項の変更等

- (1) この金証書、印章の紛失、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には直ちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 前項の届出に対しては、当行において所定の手続きを行った後でなければ保護預りの金地金の引き出しまたは金証書の再交付には応じられません。

- (3) 当行が届出のあった氏名、住所にあてて書面等を通知または送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. 印鑑照合等

この保護預り取引において、金証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金地金の引き出しその他の取り扱いをしましたうえは、印章の盗用、偽造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 危険負担等

天災、地変、戦争、法令の定めその他の不可抗力の事由、またはストライキその他の当行の責によらない事由により、当行が保護預り金地金の引き出しに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。

8. 譲渡、買入れの禁止

この金証書および金証書にかかる寄託物返還請求権を譲渡または買入れすることはできません。

9. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (お取引の中止等)

為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動等のやむを得ない事情により、当行は本規定に基づくお取引を中止することができます。

11. 規定の改定

この規定を改定する場合は、当行本支店の窓口またはATMコーナーにおいて、改定内容を記載したポスターまたはチラシ等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以上